令 三・四・一以後終了事業年度分

法人税の額から控除される特別控除額 に関する明細書

法人税の額から控除される特別控 に関する明細書	除額		・ 4・ 1
法人税名	頁の特別控除	額	及び調整前法人税額超過額の計算
当期税額控除可能額 1			円 法人税額の特別控除額 ((1)と(3)のうち少ない金額)
調 整 前 法 人 税 額 2 (別表-「2」又は別表-の三「2」若しくは「14」) 2			0 ((1) E (3) (7) 93 (4) (12 mg)
当期税額基準額 (2)× 90 100			0 調整前法人税額超過額 5 0
当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額の明細			
適用を受ける各特別控			当期税額控除可能額 調整前法人税額超過構成額 6 7
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当 期 分	. (1	即李元(八)[22]
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	. (2	別表六(九)「19」
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当 期 分	. (3	別表六(十二)「9」
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税 額の特別控除	当 期 分	. (4	別表六(十三)「15」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特	前期繰越分計	. (5	別表六(六)付表「1の③」 別表六(六)付表「2の③」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	. 6	
- 連門の砂点はあった。 マー楽田総本ができる コナロヘ	前期繰越分計		Bit+(+)(+)(+)(+)(+)(-)(-)
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除		. (8	別表六(十五)「16」
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法 人税額の特別控除	当期分	_	別表六(十六)[23]
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除	当 期 分	. (1) 別表六(十七) [23]
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	. (1	別表六(十八)「17]
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	. (1:	別表六(十九)「16」
		(1:	別表六(二十) 「26」
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分		Bil±±/- I\foc
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をし	当期分	. (1)	別表六(二十一)「8」
た場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	. (1)	別表六(六)付表「1の①」 別表六(六)付表「2の①」
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法 人税額の特別控除	当期分		m++/-1-)[14]
	前期繰越分計		PII # + / + / + + [1 0 0 0)
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分		- 関本士(ニナコ)[15]
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額	当 期 分		四本十/二十四/[22]
の特別控除 中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税	3	1	別 書立(二十五)[10]
額の特別控除			B(±±+/− L-\ [00]
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額	当期分	_	P(+ + + + + + + +
の特別控除 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合	当期分	_	- 関連立(三十)[14]
の法人税額の特別控除 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の	当期分		1)
半新的情報医業活用設備を取得した場合の法人税額の 特別控除	当期分		別
		20	5) But##-/- 1 ->\for.
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	当期分	\vdash	7) 関末ナ/フェーン「29.
		2	3)
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合	前期繰越分計	· (2)	
の法人税額の特別控除	当 期 分	. (30	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した 場合の法人税額の特別控除	当 期 分	. 3	別表六(三十四)「11」
合計			(5)